

川越市公共下水道全体計画の変更に伴う条例及び規則改正について

令和6年10月29日(火)

第4回川越市上下水道事業経営審議会

川越市上下水道局 事業計画課

川越市公共下水道全体計画の変更に伴う条例及び規則改正について

1. 下水道全体計画とは

将来を見据えて市内の下水道整備構想を示すもので、下水道事業計画は、これに基づき下水処理場または県の流入口（下流側）から整備する管きょ等の規模を算定する根拠となるものです。

2. 改正に至る経緯

平成30年度に示された国の方針において、生活排水処理の水洗化を早期に実現する為、処理方式については公共下水道に限らず合併処理浄化槽や農業集落排水の利用も含めて、水洗化を達成する弾力的な運用方針が出されました。

これを受けて本市では環境部が策定している「生活排水処理基本計画書」が令和元年度に改定され、令和7年度までに市内の生活排水処理率100%達成を目標として3つの処理方式区分が見直されました。

また、上位計画である埼玉県の流れ下水道に関する計画（荒川流域別下水道整備総合計画）が令和5年度の定期見直しにおいて、人口減少等の社会情勢の変化を捉えて縮小変更されたことから、今回、市の公共下水道に関する経営の規模についても整合を図る為、改正することとしたものです。

3. 施行期日

令和7年4月1日

4. 変更内容

	現行	改正後	縮減率
処理人口 (人)	310,700	292,400	94.1%
1日最大計画 汚水量 (m³)	155,100	129,790	83.7%
計画面積 (ha)	6,363.0	4,543.2	71.4%

5. 合併処理浄化槽への転換支援

今回の変更で全体計画から外れた区域において、現地に処理水の排水先が無い場合の支援については、道路に埋設する個人管等の工事費の半額補助制度や排水放流先の受入れについて検討を進めており、また、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度の周知も含めて、今後も環境部や建設部と連携して取り組んでいきます。

6. 今後の下水道事業の取組方針について

今回の条例改正により、本市の下水道事業は普及、拡張に一区切りを行い、維持管理を主体とする事業へ本格的に入ります。

具体的には、施設の老朽化対策と共に、大規模地震やゲリラ豪雨などの自然災害への対策が急務であることから、施設の耐震化、耐水化、浸水対策事業などを進めてまいります。